

平成 29 年 3 月 29 日

### 第 3 回練馬区障害者差別解消支援地域協議会報告

練馬手をつなぐ親の会

- 1 知的障害の人の個別性、多様性
  - ・法的に知的障害の定義はない
  - ・他の障害と重複している人が多い

- 2 生活のしにくさ
  - 理解力や表現力が乏しい ○コミュニケーション
  - パニック など
  - その上に
    - ・失敗経験を重ねてきた・・・自信の無さ
    - ・「普通」と比べられてきた・・・自己肯定感の低さ
    - ・判断をする機会の無さ・・・判断力の弱さ
    - ・他者に説明する難しさ・・・ストレス

- 3 理解啓発
  - 親の会では、知的障害の体験（こころのバリアフリー進め隊）
    - ・視覚 狭い一点に意識が集中することがある
    - ・聴覚 すべての音が爆音のように聞こえる 自分の聞きたいことを整理することや集中して選んで聞き取ることが難しい。
    - ・指がうまく動かさない 目と手の協応作業
    - ・伝わらない体験
      - 相手の言うことが理解できないこと 早口でまくしたてたり、二人が同時に話すこと

知的障害の人の特徴や「奇妙に思える言動」の説明

- ・ぴよんぴよん飛ぶのは？
- ・独り言をブツブツいうのは？

#### 4 知的障害における障害者差別となり得る事例、社会参加等へのアクセスの課題

- ① 説明をしてもわからないだろうと思われ、丁寧な説明もなしに物事が進む
  - ・キャッチセールスで、高額なプリペイドカードを購入させられた。
  - ・参加の会議で、資料にふりがなは振ってあるが、丁寧な説明もなく進む。
- ② スーパーで試食をしていたら、水をかけられた
- ③ 何歳になっても子ども扱いされる
  - ・ちゃん付けで呼ばれる
  - ・子どもが対象となっている行事に参加させられる
- ④ 駅等で困っていてもSOSを出せないため
  - ・不審者に間違えられ、通報される。
  - ・こだわりにより女子高生に近づき、事情聴取された。明らかに説明などができない人だが、署名させられていた。
  - ・バス停での「先発・次発」の列

※差別解消法は、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合」に合理的配慮の提供がなされるが、意思の表明ができない場合は？ 明確な意思表示がなくても、障害のある人が何らかの形で社会的障壁の除去を必要としていることが客観的に認識できれば、配慮が提供されることと一歩進んだ解釈がなされることが必要ではないか。

- ⑤ 遊園地等の入場
  - ・障害者割引があるが、アトラクションの利用に制限がある。
  - ・割引はないが、すべてのアトラクションの利用が可能である。

#### 5 法の周知や権利擁護

- ・法の拘束力は個人には及ばず、行政の義務、事業所の努力義務となっているが、このことを機に行政や事業所に関わる人だけではなく、個人にも波及効果をもたらすものと期待する。法の施行と共に理解啓発も進み、確実に個人へ影響力も大きいと考える。それとともに、当事者の意識を変えるものとなっている。
- ・ただし、心のバリアフリーは大切だが、「思いやりを持って」ということのみでの掛け声だけでは、何も変わらないのではないかと。より具体的な事例を集め、このようなことが差別と捉えられると共通認識することが重要であると思う。